

令和6年5月定例農業委員会議事録

1. 日 時 令和6年5月10日（金） 9:00～10:00

2. 場 所 本山町役場 議場

3. 出席委員（14名）

1番 川村 隆重（職務代理者）
2番 上田 亜矢子
3番 澤田 紀夫
4番 右城 雄一
5番 前田 博
6番 畠山 日出男
7番 松繁 康雄
8番 津田 洋介
9番 松葉 晶夫
10番 藤原 厚志
11番 澤田 博
12番 伊藤 彰信
13番 福島 敏仁
14番 山下 文一（会長）

4. 欠席委員（0名）

5. 出席推進委員（1名） 西峯 勇哉

6. 欠席推進委員（1名） 和田 裕盛

7. 農業委員会事務局

局 長 田岡 明
書 記 上村 有美

8. 議事日程

議事録署名委員の指名 12番 伊藤 彰信 1番 川村 隆重

会議書記の指名 事務局書記 上村 有美

- 第1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第3 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第4 利用権の終了（農用地利用集積計画）について
- 第5 非農地証明願について
- 第6 その他の件
 - ・連絡事項等
 - ・その他

事務局： ただいまより、5月定例会を開会いたします。
会長の議事進行で会議を始めたいと思います。
よろしくお願いします。

会 長： 挨拶・・・

それでは、議事録署名委員は、12 伊藤彰信 委員と 1 川村隆重 委員にお願いいたします。書記につきましては、事務局の上村となります。

それでは、議事に入ります。

議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番について提案いたします。

審議番号1番、P1をご覧ください。

本案件は、令和5年6月に許可をした案件で、1年間の期間が満了になるため再申請があった案件です。(資料に基づき説明。)(P2～P30 参考資料)

申請地は、土佐町伊勢谷山で土佐町田井と本山町大石にまたがっており、昨年よりさつまいもを栽培することとして計画されています。坪井ホールディングス株式会社が地上権設定契約で発電事業を行い、土佐町酪農組合が営農しています。

次の農地法5条申請で一時転用の申請も出されておりますので、営農をしながら太陽光発電を行う営農型太陽光発電となります。

申請地の位置図は次のページとなります。

P5、太陽光発電施設の立面図になります。

P6～P16、営農計画書及び営農への計画の見込書が添付されています。

昨年の状況はP22に詳しく記載があるように収量が目標に届かなかった原因として、想定以上に石が多く、徐礫ができなかったことにより、生育も悪く収量が8.14%となっておりますが、収穫したサツマイモにより令和6年度の植え付け目標44,000本を大きく上回る60,000本程度の種芋の確保はできています。

令和6年度に向けての対応策はP24となります。現在、大きな石は徐礫しており、畝ができるように土づくりを行っています。

収量の目標設定を香南市のデータでの設定としており、現地の環境と大きく違いすぎることから今年は試験栽培をしながら正確な収穫量のデータを収集する予定だということです。

P30は右城委員と田岡事務局長と現地確認を行った写真になります。

なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします。

右城委員： 補足説明。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

畠山委員： 品種は関係なく、収量がとれればいいのか。

田岡局長： 8割を目指すのは数量で設定されている。

高知市にも販売するが、販売に向かないB級を最近できた土佐町松ヶ丘地区の加工場に出荷することとなっている。

会 長： 他にご意見、ご質問はありませんか。なければ、議題1番審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題1番審議番号1番については承認されました。
つづきまして、議題2番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題2番「農地法第5条の規定による許可申請について」 審議番号1番について、提案いたします。

P31をご覧ください。(資料に基づき説明。)

議題1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番の関連案件ですので、詳細は省略させていただきます。

令和5年6月に先ほどの農地法第3条と第5条の許可をした案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
なければ、議題2番審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委 員： 異議なし。

会 長： 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手。

会 長： 全員賛成ですので、議題2番審議番号1番については承認されました。
つづきまして、議題3番「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について」審議番号4番、審議番号6から10番について、事務局より一括で説明をお願いします。
なお、 の関連案件ですので、 の退室をお願いします。

(退室)

事務局： それでは、議題3番基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について審議番号4番、審議番号6から10番について提案いたします。

審議番号4番、P35をご覧ください。(資料に基づき説明) (P37参考資料)

本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号6番、P38をご覧ください。(資料に基づき説明) (P40参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号7番、P41をご覧ください。(資料に基づき説明) (P42参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号8番 P 4 1をご覧ください。(資料に基づき説明) (P 4 3参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号9番、P 4 4をご覧ください。(資料に基づき説明) (P 4 5参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

つづきまして、審議番号10番、P 4 4をご覧ください。(資料に基づき説明) (P 4 6参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。
無ければ、ただいま説明のありました審議番号4番、審議番号6から10番の6件について
決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題3番、審議番号4番、審議番号6から10番については承認され
ました。
[]の入室を認めます。

([]入室)

会長： つづきまして、議題3番、審議番号1から3番。審議番号5番を事務局より一括で説明をお願い
します。

事務局： それでは、審議番号1から3番、審議番号5番について提案いたします。

審議番号1番、P 3 2をご覧ください。(資料に基づき説明) (P 3 3参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規の案件です。

つづきまして、審議番号2番、P 3 2をご覧ください。(資料に基づき説明) (P 3 4参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規の案件です。

つづきまして、審議番号3番、P 3 5をご覧ください。(資料に基づき説明) (P 3 6参考資料)
本案件は、利用権設定で、新規の案件です。

つづきまして、審議番号5番、P 3 8をご覧ください。(資料に基づき説明) (P 3 9参考資料)
本案件は、利用権設定で、再設定の案件です。

会 長： ただいま説明のありました件について、審議番号1から3番、5番についてご意見、ご質問
はございませんか。
無ければ、ただいま説明のありました4件について決定することに賛成の方の挙手をお願い
します。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題1番から3番、審議番号5番については承認されました。

議題4番「利用権の終了について」審議番号1番から5番までについて、事務局より一括で説明をお願いします。

事務局： それでは、議題4番「利用権の終了について」審議番号1番から5番までについて、提案いたします。

審議番号1番、P47をご覧ください。(資料に基づき説明)

つづきまして、審議番号2番、P48をご覧ください。(資料に基づき説明)

つづきまして、審議番号3番、P48をご覧ください。(資料に基づき説明)

つづきまして、審議番号4番、P49をご覧ください。(資料に基づき説明)

つづきまして、審議番号5番、P50をご覧ください。(資料に基づき説明)

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

右城委員： Co y a y aは何をしているのか。

田岡局長： 田舎で自給自足を目指した農業を展開するということで法人を設立し、本体は岡山の方に移りましたが、何人かは残っています。一度、普及所を通じて認定農業者を受けたいということで事業計画も出し、調整もしていましたが、実際、現実とのギャップが非常に大きかったため、実現しなかった。

会長： 他にございませんか。無ければ、議題4番、審議番号1から5までを決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題4番審議番号1番から5番については承認されました。

つづきまして、議題5番、「非農地証明願いについて」審議番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、「非農地証明願いについて」審議番号1番について提案いたします。

P51をご覧ください。(資料に基づき説明。)(P52、53参考資料)

申請地は、平成元年より木造スレートぶき2階建ての居宅が建っており、家屋の登記をされています。今後は現況どおり宅地として地目変更を行う予定です。また、現地は農業振興地域ではありません。

現地確認は、令和6年5月8日に澤田博委員と藤原厚志委員に実施してもらっています。なお、確認されました委員さんより補足説明をお願いいたします。

澤田委員： 補足説明。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題5番審議番号1番については承認されました。
つづきまして、議題6番「その他の件」にうつります。
各委員より報告があればお願いします。

会 長： 事務局より何かございませんか。

会 長： 他にないようでしたら、次回定例会について事務局より提案をお願いします。

事務局： 次回定例会は、6月6日となっておりますが、出席できない方がいますので、7日の金曜日午前9時から提案したいと思います。場所については確認後、後日連絡したいと思います。

会 長： 事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

委 員： 異議なし。

会 長： それでは次回日程は、事務局提案どおりをお願いします。
他に何かございませんか。

委 員： ございません。

会 長： 無いようですので、5月定例農業委員会を閉会いたします。大変長時間ご協力ありがとうございました。お疲れ様でした。